

○千葉市病院看護師等タクシー借上げ要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病院に勤務する看護師、助産師及び准看護師（非常勤職員を含む。）（以下「看護師等」という。）が準夜勤務に従事したのち帰宅するとき（以下「準夜退勤時」という。）及び深夜勤務に従事するために出勤するとき（以下「深夜出勤時」という。）におけるタクシー利用の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 タクシー利用対象者は、次に掲げる看護師等とする。

- (1) 準夜退勤時及び深夜出勤時に交通機関を利用することが困難な看護師等
 - (2) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付交通用具（以下「交通用具」という。）を通勤に使用する看護師等が、やむを得ない理由により、交通用具を使用できないとき
 - (3) 徒歩及び自転車で通勤する看護師等が、通勤時に安全を確保することができないとき
- (支給額及び利用方法)

第3条 タクシーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ様式第1号によるタクシー利用届（以下「利用届」という。）を事務長に提出しなければならない。また、提出した利用届の内容に変更が生じたときは、直ちに利用届を提出するものとする。

- 2 勤務1回につき1枚のタクシー借上乗車券（以下「乗車券」という。）を翌月の対象となる勤務の回数を限度として、様式第2号によるタクシー借上乗車券交付申請書（以下「交付申請書」という。）の申請枚数に基づき支給する。
- 3 利用者は、毎月交付申請書を事務長に提出しなければならない。また、提出した交付申請書の内容に変更が生じたときは、直ちに病院事務局事務担当者（以下「事務担当者」という。）に様式第3号によるタクシー借上乗車券追加交付申請書により届け出て、追加交付を受けるものとする。
- 4 利用者は、目的地までの経路、同一方向への相乗り等を考慮し、もっとも合理的かつ経済的な利用に努めなければならない。
- 5 事務長は、乗車券にあらかじめ次に掲げる事項を記入し、病院専用公印を押印後、利用者に翌月1か月分の請求枚数を最初の対象となる勤務の日までにまとめて支給する。

- (1) 利用者名及び職員コード

(2) 乗車区間

6 事務長は、乗車券交付状況を把握するため、様式第5号によるタクシー借上乗車券利用整理簿を作成しなければならない。

7 利用者は、タクシーの利用後、乗車券に使用年月日、使用時間、契約会社名及び使用料金を記載し、乗車券を運転手に渡すとともに、乗車券控を翌月7日までに事務担当者に提出しなければならない。

(乗車券の返納)

第4条 乗車券を使用する必要がなくなった場合には、様式第4号によるタクシー借上乗車券返納報告書に記入するとともに、返納する乗車券を裏面に貼付して、7日以内に事務担当者に提出するものとする。

(費用の徴収)

第5条 次の各号に該当するときは、乗車券の交付を受けた者から使用した額に相当する額を徴収する。

(1) 交付された者以外の者が使用したとき

(2) 第2条または第3条の規定に違反して使用したと認められるとき

(利用料金の支払い)

第6条 事務担当者は、乗車券控の記載内容を確認し、タクシー利用料金について当月分を様式第6号によるタクシー借上乗車券利用報告書で取りまとめ、事務長の決裁終了後、利用料金の支払いのための所定の手続きをとるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、タクシー利用に関し必要な事項は、経営管理部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。